

---

---

足 利 市 新 ク リ ー ン セ ン タ ー  
整 備 ・ 運 営 事 業  
要 求 水 準 書 ( 案 ) に 関 す る 質 問 へ の 回 答

---

---

令和4年11月25日

足 利 市

要求水準書（案）に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本質問及び意見書への回答は、入札公告においても有効であり、入札公告時に公表される要求水準書の記述が要求水準書（案）と同じである場合、本質問及び意見書への回答と同様の解釈をすると理解してよろしいでしょうか。	本回答は入札公告における要求水準書へ反映し、意見書については必要に応じて反映する予定です。また、本回答の公表後に要求水準書を変更することも想定されますので、入札公告時の要求水準書を正とし、これに対して確認が必要な場合は改めて質問を提出をしてください。その回答を正とします。
2	2	第1章	1	(4)						参考図書取り扱い	(参考)と記載されたものは、一例を示すものであり、項目の追加・削除については、施設の安定稼働を前提として、事業者にて提案可能と理解でよろしいでしょうか。	基本的には提案可能としますが、機器や諸室の追加・削除については、質問または対面的対話において確認してください。
3	5	第2章	4	(4)	イ					運営期間	余熱体験施設の運営・維持管理に係る業務の運営期間について、「頁217 第5章 1 (1) イ (イ) 運営・維持管理期間」では、「令和10年4月1日から令和30年3月31日まで（20年間）。ただし、足利市南部クリーンセンターの解体跡地に整備する屋外施設は、南部クリーンセンター解体後、屋外施設が整備されてから令和30年（2048年）3月31日まで。」とありますが、頁218の期間を正としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	5	第2章	4	(4)	イ					運営期間	足利市南部クリーンセンター解体跡地に整備される広場の運営期間は、令和14年4月1日から開始予定と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	5	第2章	4	(5)						本事業の業務範囲	「表2-1本事業の業務範囲」内に記載の「工事範囲外の雨水調整池導水路への接続工事」とはどのような工事を指すのでしょうか。導水路の位置・構造・取り合いがわかる図面のご提示をお願いします。	今後事業者が整備する敷地内排水のための側溝を既に市で設置した雨水調整池及び雨水調整池への導水路（側溝）へ接続する工事です。市が設置する側溝は添付資料28の北側今回②-1から北側今回②-7となります。
6	6	第2章	7							事業方式	解体跡地に整備する広場について、「広場は、非常時における災害廃棄物置場を基本とし、常時はイベントや車両の待機場として使用を想定している。」とありますが、この待機車両とは廃棄物収集の関係車両のことでしょうか。それとも一般の来場者の車両を指していますでしょうか。	廃棄物収集の関係車両、一般の来場者の車両のいずれかに限定するような考えはありません。滞在時間が長い一般の来場者の利用が中心になると考えられます。
7	7	第2章	9		イ					本事業の工事範囲	引渡時点での地盤高は、EL24.3mフラット(粗造成)となるとありますが、万が一地盤沈下が発生した場合は、貴市にてEL24.3mのフラットな状態に補修いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	粗造成であるため、EL24.3m付近での引渡しとなります。引き渡し後の補修等は本事業にて対応とします。
8	7	第2章	9		イ					本事業の工事範囲	「浸水予想高さは別途考慮すること」とありますが、貴市ハザードマップによると浸水深さは5～10m未満の箇所があるため、現況地盤高概ねEL21.7mに10mを足したEL31.7mが浸水予測高さと理解してよろしいでしょうか。	浸水深さ3～5m未満と5～10m未満の境界にあるため、現況地盤高概ねEL21.7mに3～5mを足したEL24.7～26.7mを浸水予測高さと想定してください。
9	7	第2章	10	(1)						本事業敷地の概要	「鉄塔から20mの範囲は本事業にて鉄塔基礎の補強及び盛土を行うこと」とありますが、鉄塔については電力会社の所有物であると思われるため、電力会社にて鉄塔基礎の補強の検討が必要であると考えます。電力会社との協議内容をご教示願えないでしょうか。また、補強工事内容の検討に必要な鉄塔基礎の形状や構造が分かる図面、構造計算書を提示願います。	電力会社との協議により、鉄塔基礎の補強工事は電力会社が実施します。また、電力会社所有地部分についても電力会社にてEL24.3mまで盛土を行います。鉄塔から20mの範囲で電力会社にて盛土を行わない部分については、事業者による対応とします。なお、鉄塔基礎の補強工事等に係る電力会社への支払い、事業者において行うものとし、支払金額は入札公告時に示します。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
10	7	第1章	10	(1)						本事業敷地の概要	「鉄塔から20mの範囲は本事業にて鉄塔基礎の補強及び盛土を行うこと。」と記載されていますが、鉄塔基礎及びその周囲については電力会社の所有物ではないかと類推します。本工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。なお、本工事の場合は、補強内容等の具体的なご提示をお願いします。	No.9の回答を参照してください。
11	7	第2章	10	(1)						本事業敷地の概要	「鉄塔から20mの範囲は本事業にて鉄塔基礎の補強及び盛土を行うこと。」とありますが、鉄塔から20mの範囲についてはEL+24.3mまで盛土を行うと理解してよろしいでしょうか。また、鉄塔から20mの範囲についても、緑地、周回道路や一部建屋への利用が可能となると理解してよろしいでしょうか。	盛土についてはお見込みのとおりです。 鉄塔から20mの範囲で電力会社所有地以外の部分については、緑地や一般車両の周回道路としての利用は可能ですが、建屋への利用は不可です。 なお、電力会社による鉄塔補強と盛土工事は、令和6年度の実施を要望していますが、令和7年度以降となる可能性もあります。
12	7	第2章	10	(1)						本事業敷地の概要	「鉄塔から20mの範囲は本事業にて鉄塔基礎の補強及び盛土を行うこと。」とありますが、盛土工事の検討のため、造成工事完了時点における当該境界部の高低差が把握できる資料（断面図等）をご提示願います。	追加添付資料1のとおりです。 なお、以下にも示す追加添付資料の配布希望者は、以下のアドレスまでお問合せください。 【Email】shisetsu@city.ashikaga.lg.jp
13	7	第2章	10	(2)						地質	令和4年度に実施する軟弱地盤技術解析の情報提供を行うとありますが、軟弱地盤対策は本事業着手までに貴市にて対策を実施すると考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に解析の結果を提供します。 対策が必要な場合は事業者の対応（本工事に含む）となります。
14	7	第2章	10	(2)						地質	事業者にて行う土地の形質変更届時に土壤汚染調査の指示があった場合、調査費用及び工期はご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	7	第2章	10	(3)	ケ					緑地面積率	工場立地法に基づく環境施設5%以上とありますが、工場立地法に基づく環境施設面積は25%以上ではないでしょうか。	当該敷地は、工場立地法に基づく緑地面積率20%以上、緑地を含む環境施設面積率25%以上を満たす必要があります。
16	7	第2章	10	(3)	コ					その他	「特別高圧線による上空の規制は東京電力ネットワーク（株）との協議による」とのことですが、66kVの送電線から3.6mの離隔距離をとること以外に、東京電力との協議による規制の有無および範囲がありましたら、ご教示いただきたくお願い致します。	No.11の回答に加え、追加添付資料2のとおりです。
17	7	第2章	10	(3)	コ					その他	「道路側溝への排水の接続は市の道路管理者の許可などが必要」とありますが、南側道路から建設予定地内へのスロープ部分の雨水は、建設予定地内より地盤レベルが低いと集水することができません。この場合、道路側溝へ排水することは可能と考えてよろしいでしょうか。	調整池への集水は行わないものとします。
18	8	第2章	10	(4)	ア					電気	敷地に余裕がなく、電柱の敷設位置が配置に少なからず影響します。つきましては、詳細な敷柱位置を示したCAD図面をご提示願います。	令和5年度までに建柱が行われる予定です。 CAD図面は無いため、別添資料7を参考に配置を検討してください。
19	8	第2章	10	(4)	ウ					排水	排水について、「そこで、生活排水は、合併処理浄化槽による処理後、公共用水域（計画地南側水路（野田幹線））へ放流する。」とありますが、放流に関わる負担金等の発生は無いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	8	第2章	10	(4)	ウ					排水	「雨水排水（再利用しないもの）」と記載がありますが、用水の項目には雨水の記載がありません。雨水の再利用につきましては、事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
21	8	第2章	10	(4)	ウ					排水	貴市にて整備する雨水調整池、擁壁及び側溝等工作物の詳細が分かる資料（雨水調整池容量計算書、各所高さ、排水勾配、構造図等）をご提示願います。	入札公告時に提供します。
22	8	第2章	10	(4)	オ					燃料	「液体燃料は、環境面と安定供給を考慮して灯油の利用を原則とする」とありますが、マテリアルリサイクル推進施設の投入用重機・場内搬送車両用の燃料として、軽油を使用してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	10	第3章	1	(1)	イ	(7)	c			余熱体験施設と管理・環境啓発施設	「管理・環境啓発諸室をエネルギー回収型廃棄物処理施設やマテリアルリサイクル推進施設内に配置することは行わないものとする。なお、・・・合棟を提案することができる。」とありますが、経済性・合理性・効率性が見込める場合は、管理・環境啓発施設をエネルギー回収型廃棄物処理施設またはマテリアルリサイクル推進施設内に配置し、余熱体験施設は別棟としてもよろしいでしょうか。	要求水準書（案）のとおり、余熱体験施設と管理・環境啓発施設は合棟とします。
24	11	第3章	1	(1)	イ	(4)	e			処理条件	動物処理について、「一連の処理方式において、作業員の安全性（特に衛生面）が配慮されていること。」とありますが、搬入時は、ビニール袋や段ボール等で梱包した状態で搬入頂く等、衛生面（伝染病や汚液拡散防止）への配慮をして頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	ビニール袋で個々に梱包され搬入されることとなります。
25	11	第3章	1	(1)	イ	(7)	a			施設規模	マテリアルリサイクル推進施設28.5t/日の処理能力（ストックヤードを除く）について、処理対象物ごとの規模（28.5t/日の内訳）をご教示下さい。	入札公告時に示します。
26	12	第3章	1	(1)	イ	(7)	d	(a)		不燃性粗大ごみの処理	「受入ヤードでは、再生可能品を選別して保管する。」とありますが、想定されている品目と台数および搬出頻度をご教示ください。	品目は、家具、自転車など、一般に中古品販売店で取り扱われているもので、年6回の搬出を想定してください。
27	12	第3章	1	(1)	イ	(7)	d	(a)		不燃性粗大ごみの処理	「処理後の不燃残渣は、業者引き取りまたは破砕処理後に埋立処分を行う」とありますが、積み込みまでが事業者所掌であり、業者引き取りまたは運搬と埋立処分は貴市の所掌と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	12	第3章	1	(1)	イ	(7)	d	(d)		びん類	「収集袋から出されたバラ状態で搬入される」とありますが、本施設竣工後もびん類は基本的に色ごとに分けた形で家庭から出され、収集員が破袋後、色別にコンテナに入れて（一部他の色が混入）施設へ搬入するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	12	第3章	1	(1)	イ	(7)	d	(g)		乾電池、小型充電電池等	「発火の危険があるためドラム缶に保管するが、小型充電電池等の占める割合が10分の1以下になるように乾電池との混合状態で保管する」とありますが、割合は重量比でしょうか。また、小型充電電池等と乾電池は原則別保管とし、搬出時に混合するとの理解でよろしいでしょうか。	割合は重量比です。 混合状態でドラム缶に保管します。
30	13	第3章	1	(1)	ウ	(7)				建設事業者の業務概要	「建設事業者は、～手続に伴う費用負担を含め行うものとする。」とありますが、生活環境影響調査の事後調査及びモニタリング費用見積に係る各項目と期間についてご教示下さい。	生活環境影響調査の事後調査及びモニタリングについては不要となります。
31	13	第3章	1	(1)	ウ	(7)	e			生活環境影響調査書の順守	「生活環境影響調査書を遵守する」と記載ありますが、本調査書の表2.1-26や表2.4-6に示された事業計画の条件（排ガス量や排ガス温度）を遵守するという理解でよろしいでしょうか。	事業計画の条件の他、煙突排ガスによる影響濃度、施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容、維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容も含む全般です。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
32	13	第3章	1	(1)	ウ	(オ)	f			官公庁等への申請	「官公署等への申請」において、「建設事業者は、自らの費用負担で本事業に必要な申請手続きをするとともに、本市が行う申請の協力をを行う」とありますが、事業費の設定の参考にするため、申請業務に関して具体的な想定をお示しください。	関係法令や条例等に基づいて必要となる届出書や申請書、報告書などの一切であり、通常の施設整備で行われているものと同程度になります。
33	14	第3章	1	(1)	ウ	(オ)	i			ホームページの開設	建設事業者の業務範囲は空撮や定点写真のデータ提供とし、ホームページの開設及び更新は貴市にて実施するとの考えでよろしいでしょうか。	本市のホームページでは、事業の概要紹介と運営期間中における廃掃法に基づく維持管理情報の公表とする予定ですので、建設事業者と運営事業者は通常の施設整備で行われているホームページの開設・更新をしてください。建設事業者、運営事業者、余熱体験施設運営事業者のホームページは、個別、共用は問いません。個別の場合は相互リンクを行い、竣工後も建設事業者のサイトは残してください。
34	14	第3章	1	(1)	ウ	(オ)	n			建設内備品等の調達	建物内備品等の調達について、市職員様の人数は何人を想定すればよろしいでしょうか。	5名を想定してください。
35	15	第3章	1	(2)	ア	(キ)				小動物等	「鳥獣捕獲等により搬入されるイノシシやシカに加え、犬や猫などの小動物をいう。大部分がイノシシとシカであり、犬や猫などは月10頭程度である」とありますが、一般市民による持込みはないものと理解してよろしいでしょうか。	犬や猫については、一般市民による持込みもあります。
36	15	第3章	1	(2)	ア	(ク)				災害廃棄物(非定期的に発生)	「天災(地震、風水害等)によって発生する廃棄物のうち、～本要求水準書で定義する災害廃棄物は、原則として可燃ごみのごみ質条件に合致するものをいう」とありますが、既設解体跡地(仮置場)での災害廃棄物の分別や、トラックへの積込、新クリーンセンターへの搬入については、貴市にて実施頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	発災時には、本市において処理実行計画に則った対応を行いますが、事業者においても本市の要請に応じて必要な支援を行うものとします。
37	15	第3章	1	(2)	イ					計画処理量	小動物等の計画処理量は、前回見積時(令和4年3月)は98t/年であったのに対し、豚熱の影響により58t/年に減少しているものと推察します。一方で、「添付資料12 イノシシ・シカ搬入実績」によると、令和2年度までは1,099(令和2年度)～1375頭(平成30年度)のイノシシ・シカが搬入されていることから、上記実績の頭数が搬入される可能性があるものと考えます。以上のことから、上記実績の頭数が搬入され、かつ処理量が前回見積時と同等の98t/年となっても処理ができるシステムを提案するという解釈でよろしいでしょうか。	現状の搬入実績を踏まえ、経済性に十分配慮し提案してください。
38	15	第3章	1	(2)	イ					計画処理量	畳だけでなく布団についても、表3-1の可燃性粗大ごみ破砕残さに含まれているものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	15	第3章	1	(2)	イ					計画処理量	「なお、イノシシについては豚熱の影響により令和3年度から搬入量が減少していることに留意すること。」とありますが、豚熱に罹った小動物は新クリーンセンターでは処理しないものとの理解でよろしいでしょうか。	罹患した家畜については所管部署において対処します。
40	15	第3章	1	(2)	イ					計画処理量	小動物等を専焼炉で焼却処理する場合の小動物等の焼却残渣の量と、年度別計画処理量についてご提示願います。	小動物等の焼却残渣の量は、小動物等の焼却量の10%としてください。年度別計画処理量は添付資料11より算出してください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
41	16	第3章	1	(2)	エ					計画ごみ質	小動物等焼却装置を設置し、小動物等を専焼炉で焼却処理する場合にも、「表3-2 計画ごみ質」を適用してよろしいでしょうか。	「表3-2 計画ごみ質」とほぼ変わりませんが、詳細は入札公告時に示します。 なお、エネルギー回収型廃棄物処理施設の計画処理量は、「小動物等 58 t/年」を「小動物等専焼炉の焼却残さ 6 t/年」に読み替えるものとしますが、施設規模は変わりません。
42	17	第3章	1	(2)	オ					ごみの搬入車両形態	リフターダンプ、キャブオーバー、普通貨物、普通特殊とはどのような車両を示しているのでしょうか。それぞれの車両について参考図あるいはメーカー・型式などをご教示願います	現在の搬入車両形態を表に示しましたが、将来に渡り全ての搬入車両を想定することはできません。一般的な車両を想定し提案してください。
43	17	第3章	1	(2)	キ	(4)				搬出	搬出は、月曜日～金曜日の午前8時30分～正午、午後1時00分～午後4時45分となっていますが搬入と同様祝日も同じ時間に搬出できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	18	第3章	1	(2)	ク					搬出車両の最大仕様	事業系ごみの搬入車両の最大車種である10t脱着装置付コンテナ車について、配置及び車両動線検討のため、参考図（ダンプ高さ含む）もしくはメーカー・型番をご教示願います。	No. 42の回答を参照してください。
45	18	第3章	1	(2)	ク					搬出車両の最大仕様	事業系ごみの搬入車両の最大車種が10t脱着装置付コンテナ車がありますが、表3-3における「普通貨物」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	18	第3章	1	(2)	ク					搬出車両の最大仕様	事業系ごみの搬入車両の最大車種が10t脱着装置付コンテナ車がありますが、主に何が搬入されるのでしょうか。また、ダンプによる荷下ろしと理解してよろしいでしょうか。	内容物は可燃が主となります。ダンプによる荷下ろしです。
47	18	第3章	1	(2)	ケ					搬入車両台数	「表3-6 搬入車両台数」における計量待ちの滞留車両台数（最大）に関連して一時間当たりの最大搬入台数をご教示いただけないでしょうか。	詳細な資料はありません。 1日あたりのごみ搬入車両台数の最大値と、ごみ搬入時間を基に想定してください。
48	22	第3章	1	(3)	イ					計画処理量及び単位体積重量	表3-12 計画処理量（令和10年度）で「※3 缶のうち、拠点回収のアルミ缶が1t含まれる」とありますが、拠点回収されたアルミ缶は、他の缶と同様、バラ（袋回収済み）で搬入されるとの理解でよろしいでしょうか。また、搬入車両寸法、計量回数・精算の要否についてご教示ください。	お見込みのとおりです。 現状の搬入車両は2tダンプ、計量回数は1回、精算はありません。
49	23	第3章	1	(3)	ウ					計画ごみ質	表3-14 破碎・選別後内訳で「※3 既設の粗大ごみ処理施設から焼却施設に移送する可燃物は、年間約70tで搬出量全体の約3.4%を占める。しかし、可燃物の多くは、混載の一般持込車から荷下ろしして仮置きされた可燃物であるため、可燃残渣としては1%に満たない量になる」とありますが、燃やせないごみ中に含まれる可燃物が年間約20tという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
50	23	第3章	1	(3)	エ					ごみの搬入形態	表3-16 搬入形態等で燃やせないごみ・金属類、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみの搬入車両に「ダンプ・トラック（直接搬入）」と記載がありますが、これは表3-3の一般持ち込み車両のダンプ・トラックに該当し、積載トン数は～4tと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	24	第3章	1	(3)	エ					ごみの搬入形態	下記の搬入車両諸元をご教示願います。 ・ダンプ ・トラック	直接搬入車両のため、不定です。 一般的な車両を想定してください。
52	24	第3章	1	(3)	エ					ごみの搬入形態	可燃性粗大ごみおよび不燃性粗大ごみの受入条件（寸法等）をご教示ください。	机、タンス、大型家具などとなります。 寸法の上限は設けません。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
53	25	第3章	1	(3)	カ	(7)				搬入	「祝日等は搬入を行うものとする。」とありますが、搬入時間は平日と同じ時間帯という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	32	第3章	1	(5)	ア					基本設計	P.9 表2-2に記載の事業スケジュールに基本設計は記載されておきませんが、基本設計を含めたスケジュールについてのお考えをお示してください。	基本設計は実施設計に含まれます。
55	33	第3章	1	(5)	ウ	(4)	e			各工事積算内訳書	成果物とそれに伴う業務量を想定するため、例えば「官庁積算書類が必要」等の業務イメージをお示してください。	「廃棄物処理施設整備実務必携（公益社団法人 全国都市清掃会議）」の最新版に基づき作成してください。
56	33	第3章	1	(5)	カ					許認可	「必要とする許認可については、建設事業者の責任と負担においてすべて取得する。」とありますが、例えば原案に対する変更提案が「生活環境影響評価（ミニアセス）」に抵触すると判断された場合のリスクがすべて事業者負担になるのでしょうか。	協議を行いますが、生活環境影響調査書の遵守が基本であるため、事業者負担を想定してください。
57	33	第3章	1	(5)	キ	(7)				工事	現場代理人の配置について、現地工事序盤は主に施工する土木・建築工事を担当する構成企業から選任することが適任と考えますが、その後、プラント工事着工以降はプラント工事を担当する構成企業から選任するという工事進捗に合わせた配置でよろしいでしょうか。	土木・建築工事の施工時期とプラント工事の施工時期が重複する時期も含め、事業者として全体の施工を通じて支障のないと判断をした場合は、妨げません。現場代理人の変更を発注者に通知してください。
58	33	第3章	1	(5)	キ	(7)				工事	配置する現場代理人と監理技術者は兼務してよろしいでしょうか。	事業者として全体の施工を通じて支障のないと判断をした場合は、妨げません。
59	33	第3章	1	(5)	キ	(イ)				工事	建設用地内での仮設用地確保が困難な場合、市様にて無償でご提供できる用地や民有地で借地可能な用地に関する情報提供を頂けないでしょうか。また可能な場合は、その土地の地目等をご教示下さい。	用地の提供、斡旋は行いません。
60	33	第3章	1	(5)	キ					工事	建設工事請負契約書の公表時期をお示し下さい。	入札公告時に建設工事請負契約書案を公表する予定です。
61	34	第3章	1	(5)	ク	(ウ)				安全衛生管理	「特別高圧線の鉄塔と送電線が存在するため、防護施設ならびに注意標識類を設置」とありますが、防護施設とはどのような施設を想定されているのでしょうか。	防護ネットや防護ゲートを想定しています。東京電力パワーグリッド株式会社ホームページの「感電災害を防ぐために」のパンフレットを参照してください。
62	35	第3章	1	(5)	サ					別途工事との調整	要求水準書記載以外の別途工事で想定されているものがあればご教示下さい。	盛土及び調整池の建設工事は令和6年3月まで実施予定です。また、事業地南側の市道拡幅工事も同様に令和6年3月まで実施予定となります。
63	36	第3章	1	(5)	シ	(オ)				試運転期間中の園芸施設への温水供給	温水供給に関し「これに要する費用は建設事業者負担とする」とありますが、園芸施設熱供給の取り合い点が、本工事の敷地外となっており、取り合い点まで接続するためには、既設敷地内を一部解体した上で、配管敷設工事を行う必要があります。既設敷地内の一部解体や、地盤改良工事（必要となる場合）については、先行して貴市にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	温水供給の新たな取合い点は、追加添付資料3のとおり、市道野田町10号線と市道瑞穂野町10号線の交差点付近とします。新たな取合い点と、既設の取合い点を結ぶ仮設管の設置も本工事に含みます。
64	36	第3章	1	(5)	シ	(オ)				試運転期間中の園芸施設への温水供給	「建設事業者は、施設竣工2年前頃より試運転期間中の園芸施設への温水供給について本市と協議し必要な対応を行うものとする。これに要する費用は建設事業者負担とする。」とありますが、事業費積算にあたり、具体的にどのような費用が発生するか、ご想定であればご教示いただけますでしょうか。	本市との協議や現地確認及び現施設からの温水供給ができないときの新施設からの温水供給の費用などが考えられます。
65	36	第3章	1	(5)	ス	(ウ)				指導員	「運転指導員については、必要な資格及び免許等の経歴」とありますが、資格や免許について必須とされているものがありますでしょうか。	指導内容に応じた資格や免許、経歴を想定しています。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
66	36	第3章	1	(5)	ソ					保険への加入	工事保険に関して、土木建築工事については建設工事保険に加入するものとしてよろしいでしょうか。	建設工事保険、任意労災保険、第三者賠償責任保険に加入してください。その他は提案とします。
67	37	第3章	1	(5)	タ	(イ)				材料及び機器	優良住宅部品を使用する範囲は、事業者提案によるものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
68	38	第3章	1	(5)	テ	(7)				完成図書	竣工図書に(テ) 運営マニュアルとあり、P198の運営マニュアルには、保守管理に関する各種の検査マニュアル等を含む。と説明があります。運営マニュアルに含まれる検査マニュアル等は取扱説明書に含まれるため、運営マニュアルは各業務の内容を規定する文書と考えていますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
69	38	第3章	1	(6)	ア					監督員等による監理及び検査	工事監理に関しては市にて行うとのことですが、設計意図伝達業務(質疑応答、施工図・工事材料・設備機器等の選定(色、柄等を含む)に関する助言等)に関しては実施設計内に含まれるという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	39	第3章	1	(7)	ア	(7)				現場管理	資材運搬等、工事車両の通行を伴う作業は不可としますが、作業工程上必要な車両(大型車両を除く)は安全を確保した上で通行可としていただけませんか。	要求水準書(案)のとおりとします。
71	39	第3章	1	(7)	ウ	(ハ)				仮設工事	現場事務所について、貴市職員用の使用人数をご教授願います。	本市職員の常駐空間は不要です。経済性に優れた提案をしてください。
72	39	第3章	1	(7)	ウ	(キ)				仮設工事	貴市の現場事務所は、打合せができる程度の仕様とする(机、椅子等を用意)とありますが、インターネット環境やプリンター設備等は不要と考えてよろしいでしょうか。	インターネット環境、プリンターとも不要です。経済性に優れた提案をしてください。
73	45	第3章	1	(8)	ウ	(7)	a			引渡性能試験実施の方法	表3-28の試験項目：蒸気タービン発電機・非常用発電機の備考欄に、「使用前安全管理審査の合格をもって性能試験に代えることができる。」とありますが、非常用発電機は使用前安全管理審査対象外のため、非常用発電機は、「使用前安全管理審査」を「消防検査」と読み替えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	50	第3章	2	(1)	キ					全体配置計画	「調整池を周回する管理道路・・・取付道路を配置すること。」とありますが、取付道路の位置は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	50	第3章	2	(1)	セ					全体配置計画	「計量棟周辺に収集運転員が休憩可能な駐車スペース、便所、自動販売機設置スペース(自動販売機本体は本市で設置するが、事業者は稼動に必要な電気設備を設置)を設置し、便所は計量員が共用できるようにすること」とありますが、計量棟付近では、収集員が一般持ち込み車両と交錯する危険があるため、場内の別の場所に設けてもよろしいでしょうか。	目的が達成できるのであれば、計量棟付近でなくても可とします。なお、経済性、効率性に十分配慮してください。
76	50	第3章	2	(1)	ツ					全体配置計画	「余熱体験施設の玄関付近には、新たな路線バス停を設ける予定」とありますが、敷地南側道路(市道野田町10号線)に沿った場所に設けるのではなく、余熱体験・管理・環境啓発棟のエントランス付近にそのスペースを設けるという理解でよろしいでしょうか。また、バス停の計画にあたり、必要なスペースをご提示願います。さらに、進入路の計画をするにあたり、現状想定されている路線バスの通行経路及び路線バスの車両諸元をご提示願います。	設置場所については、お見込みのとおりです。バス停は一般的なバス停と同程度とします。現時点での想定車両諸元は追加添付資料4のとおりです。運行経路は未定です。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
77	50	第3章	2	(1)	ツ					全体配置計画	設置予定の新たなバス停について、バスの車種区分、運行区間や1日の運行本数などの概要をご教示ください。	No.76の回答を参照してください。 運行本数は未定です。
78	51	第3章	2	(2)	イ		a	(a)	ii)	許可車両	進入→持込申込とありますが、許可車両の持込手続きはあるのか、ご教示下さい。	持込手続きとして、書類の提出があります。 また、2回計量となります。
79	51	第3章	2	(2)	イ		c	(b)		ローリー車等その他薬剤、燃料等	進入→計量→荷下ろし→計量→レシート受け取り→退出とありますが、計量及びレシート受け取りの必要があるか、ご教示下さい。	要求水準書（案）のとおりとします。
80	52	第3章	3	(1)	イ	(オ)				機器、配管等	ポンプは交互運転が可能にするとありますが、安定運転を前提に、かつ実績上も問題ないポンプにつきましては、共通予備機での交互運転が可能であればよいと理解してよろしいでしょうか。	共通予備の可能なポンプは、実績上問題ないポンプで、入手が容易であり、安定運転できるポンプとします。
81	52	第3章	3	(1)	イ	(オ)				機器、配管等	水中ポンプの予備機とは、倉庫予備と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
82	52	第3章	3	(1)	イ	(オ)				機器、配管等	非常時を想定されたの記載と考えましたが、消火栓ポンプ等非常時にのみ運転するポンプにつきましても、交互運転用や予備機を設けるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	52	第3章	3	(1)	イ	(キ)				機器、配管等	コンベヤの引網式などの緊急停止装置が必要なコンベヤは、ケーシングにより搬送可動部が覆われ安全性が確保されているコンベヤでなく、搬送可動部がケーシングに覆われていないコンベヤの場合に適用されるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
84	53	第3章	3	(1)	イ	(サ)				機器、配管等	「可燃性ガスの発生する恐れのある箇所には、防爆対策を十分に行うとともに、爆発に対しては、爆風を逃げるように配慮すること」とありますが、エネルギー回収型廃棄物処理施設には爆発を引き起こすような箇所が基本的にはありません。本項目は、エネルギー回収型廃棄物処理施設に高速回転破砕機を設置する場合を想定した記載であると理解してよろしいでしょうか。	焼却灰や飛灰処理ラインについては、水素ガスの発生が懸念されますので、対策を講じてください。
85	54	第3章	3	(1)	オ	(シ)				地震対策	薬品類は常に1週間以上とありますが、消石灰貯留槽などで記載がある通り、7日分以上とは基準ごみ時かつ2炉運転時と理解してよろしいでしょうか。	7日分以上とは、基準ごみ時で2炉運転時とします。
86	56	第3章	3	(2)	ア	(オ)	l			ごみ計量機	ごみ計量機の風除けの目的をご教示下さい。	強風時に車両の揺れを抑制し、安定した計量を行うことを想定しています。
87	56	第3章	3	(2)	ア	(オ)	n			ごみ計量機	ごみ計量機は進入可否判別用として、信号機の代替として遮断機を設置してもよろしいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
88	57	第3章	3	(2)	イ	(イ)				通行方式	通行方式【一方通行】とありますが、幅員の項目には対面通行についての記載もあります。対面通行でもよろしいでしょうか。	通行方式は、対面通行又は一方通行とします。
89	57	第3章	3	(2)	イ	(オ)	a			幅員	プラットホーム有効幅は一方通行の場合18m以上を確保すればよろしいでしょうか。（P177においては、20m以上と記載あり）	P57を正とします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
90	58	第3章	3	(2)	エ	(カ)	c			ごみ投入扉	「扉番号表示板、誘導表示灯等、各種の安全対策を施す」とありますが、投入扉が3門しかないため、信号灯を各扉に設置することで、安全かつ円滑にごみ搬入可能と考えます。つきましては、信号灯を提案してもよろしいでしょうか。	信号灯の提案は可能としますが、扉番号表示（塗装による表示も可能）は付けてください。
91	59	第3章	3	(2)	カ	(オ)	b			ごみピット	2ピット方式を提案する場合、第2ピット（貯留・攪拌側）の有効容量算出レベルは、仕切り壁の高さと考えてよろしいでしょうか。	第2ピット（貯留・攪拌側）の有効容量算出レベルは、仕切り壁の上端が水平の場合はお見込みのとおり仕切り壁上端レベルとしますが、仕切り壁の上端が半円形の曲線や三角形の斜面とする場合は仕切り壁垂直部分の上端とします。
92	59	第3章	3	(2)	カ	(オ)	d			ごみピット	2ピット方式を提案する場合、安定稼働に支障がないことを前提に、ピットの奥行きはクレーンバケットの開き寸法に対して第1ピットで1.5倍以上、第2ピットで2.5倍以上と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
93	60	第3章	3	(2)	カ	(オ)	j			ごみピット	ピット底部での必要な照度とは、100ルクス以上と理解してよろしいでしょうか。	150ルクス以上としてください。
94	60	第3章	3	(2)	カ	(オ)	k			ごみピット	ピット底部の適切な水勾配とは、1%以上と理解してよろしいでしょうか。	少なくとも1%以上を確保してください。
95	62	第3章	3	(2)	ケ	(イ)				処理対象物	処理対象物の最大寸法をご教示願います。	No. 52の回答を参照してください。
96	63	第3章	3	(2)	コ	(イ)	a			脱臭装置	脱臭後の排気は適切な箇所から屋外へ排出できるものとすると思いますが、適切な箇所とは、排気が直接的に通行者や通行車両に向けられていない位置と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
97	70	第3章	3	(4)	イ					ダスト払い落とし装置	蒸気によらない新技術の採用は事前の承諾が求められていますが、入札段階では、事前承諾を得ることができません。つきましては、入札時に運転データを提出することで、承諾に変わるものとして頂けないでしょうか。	求められる能力を備えていることが確認できる資料を提出すること、経済性に優れていることを前提に、提案を可とします。対面的対話において確認します。
98	74	第3章	3	(4)	ク	(イ)				付属品	ブロータンクやブロー水冷却装置の数量も2基（1基/炉）という理解でよろしいでしょうか。	ブロータンクとブロー水冷却装置については、共用（1基/2炉）可能とします。
99	74	第3章	3	(4)	ケ					高圧及び低圧蒸気だめ	高圧及び低圧蒸気だめを性能上問題ないことを前提に、配管構造（過熱蒸気配管の一部）としてよろしいでしょうか。これにより、蒸気だめを圧力容器ではなく配管と見なすことができ、圧力容器とした場合に必要な法定検査を不要とすることができます。	圧力変動などの性能上問題ないことを前提に、配管構造の提案を可能とします。
100	81	第3章	3	(5)	エ	(オ)				無触媒脱硝装置	アンモニア水を想定された記載がありますが、使用薬剤は【 】のため、事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
101	81	第3章	3	(5)	カ	(カ)				触媒脱硝装置	アンモニア水を想定された記載がありますが、使用薬剤は【 】のため、事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
102	84	第3章	3	(6)	オ					園芸施設熱供給設備	「園芸施設は、～以下の仕様は拡大後の想定値である。」とありますが、拡大する前の熱量及び拡大する時期についてご教示下さい。	拡大前の熱量に係る資料はありません。拡大する時期は供用開始年度となります。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
103	84	第3章	3	(6)	オ	(ウ)	b			供給熱量	外気温11℃を超える場合は、熱供給を行わないと理解してよろしいでしょうか。	敷地外で消費される想定熱量は表のとおりとなりますが、11月から4月までの間は、外気温が11℃を超える場合も継続して熱供給を行うこととします。
104	84	第3章	3	(6)	オ	(ウ)	c			供給温水温度	供給温水温度80℃は、既設との取合い点と理解してよろしいでしょうか。	供給元となる熱交換器付近における測定値とします。
105	87	第3章	3	(7)	カ	(オ)	b			誘引送風機	風量調整方式を回転数制御方式とした場合、ダンパは設けないことから、出入口ダンパとのインターロックは不要と考えてよろしいでしょうか。	30年間以上にわたる使用を見据え、回転数制御方式の場合は、インバータの故障対策として、ダンパ併用方式またはダンパを設けずにインバータの予備品納入としてください。
106	88	第3章	3	(7)	ク	(オ)	f			煙突	「外筒内に内筒を周回する階段を煙突頂上まで設置」とありますが、内筒を周回する階段とした場合、煙突のボリュームが大きくなり、建設費が上がるとともに、煙突による圧迫感が増します。つきましては、カメラ等により点検が可能であれば、階段の設置方法は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	カメラ等により点検が可能であれば、折り返し階段の提案は可能とします。ただし、No107のとおりらせん階段は不可とします。 なお、工場棟内のエレベーターや電動式荷揚装置により煙突測定口の踊り場レベルに垂直移動が可能で、工場棟から煙突測定口の踊り場に水平移動できる場合は、荷揚用滑車架台及び電動式荷揚装置は不要とします。
107	88	第3章	3	(7)	ク	(オ)	f			煙突	「外筒・内筒の点検が可能のように、外筒内に内筒を周回する階段（らせん階段は不可）を煙突頂上まで設け」とありますが、最上段の踊り場から外筒屋上までの高さ3m程度はタラップとしてもよろしいでしょうか。また、外部から比較的目立つ煙突を最小限の大きさ（断面積）とするために、必要なレベルに作業床、踊り場を設けることで螺旋階段の採用を可能とできないでしょうか。	外筒内に内筒を周回する階段は、煙突頂上または煙突頂上直下まで設けるものとし、煙突頂上直下の踊り場から外筒屋上までは高さ3m以内のタラップ設置も可能とします。 らせん階段は、外側と内側で踏面の寸法が異なり、昇降時に常に回り続ける形式のため、転落の危険が高くなります。転落事故発生時における負傷者搬送も困難になるため、らせん階段は不可としています。
108	88	第3章	3	(7)	ク	(オ)	k			煙突	「排ガス測定口付近が常に負圧となるように設計する」とありますが、誘引送風機から吐出された排ガスは、通常加圧状態であり、実績上も、煙突が100m以上の施設、または排ガス温度が200℃程度と高温でない限り、測定口は微加圧状態です。排ガス測定時に大量に吹き出すような圧力ではない上、測定時は排ガスが外部に出ないように注意しながら実施することで、問題なく測定可能であることから、「排ガス測定が安全に行えるよう留意すること」とし、詳細は事業者提案とさせて頂かせんではいけませんでしょうか。	事業者提案を可能としますが、測定口付近には注意喚起の標識を設置してください。
109	90	第3章	3	(8)	エ	(ウ)	a			容量	「日計画排出量の7日分以上」と記載がありますが、排ガス処理薬剤等と同様に基準ごみ時の排出量の7日分以上という理解でよろしいでしょうか。	7日分以上とは、基準ごみ時で2炉運転時とします。
110	90	第3章	3	(8)	エ	(オ)	b			灰ピット	灰ピットの容量は薬品貯留槽と同様、基準ごみ2炉運転時の7日分と理解してよろしいでしょうか。	7日分以上とは、基準ごみ時で2炉運転時とします。
111	90	第3章	3	(8)	エ	(オ)	b			灰ピット	「容量は、排出量の7日分以上とする。」とありますが、基準ごみ時の排出量でよろしいでしょうか。	7日分以上とは、基準ごみ時で2炉運転時とします。
112	90	第3章	3	(8)	エ	(オ)	h			灰ピット	ピット底部での必要な照度とは、100ルクス以上と理解してよろしいでしょうか。	No. 93の回答を参照してください。
113	93	第3章	3	(9)	エ	(オ)	g			混練機	「日使用量の7日分以上」と記載がありますが、排ガス処理薬剤等と同様に基準ごみ時の使用量の7日分以上という理解でよろしいでしょうか。	7日分以上とは、基準ごみ時で2炉運転時とします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
114	95	第3章	3	(10)	ア	(ウ)				給水設備	「エネルギー回収型廃棄物処理施設において上水や井水を一括受水後、マテリアルリサイクル推進施設や余熱体験施設へ配水する。」とありますが、マテリアルリサイクル推進施設に配置する方が経済性に優れる場合には、マテリアルリサイクル施設側に設置してよろしいでしょうか。	事業者において、経済性があり災害時等にも支障がないと判断される場合は可とします。
115	95	第3章	3	(10)	ア	(ウ)				給水設備	「上水給水においてエネルギー回収型廃棄物処理施設で上水を一括受水後、マテリアルリサイクル推進施設や余熱体験施設へ配水する。」と記載がありますが、水道局の了承を得た場合、取り合い点から敷地内で分岐後、各施設へ配水とする計画としてもよろしいでしょうか。	No.114の回答を参照してください。
116	96	第3章	3	(11)	ア	(イ)				排水処理設備 共通事項	「本施設の生活排水は、合併処理浄化槽にて処理」とありますが、一般廃棄物処理施設と余熱体験施設の生活排水を一つの合併処理浄化槽で処理をするという認識で宜しいでしょうか。	経済性に配慮した上で、浄化槽の設置数を提案してください。
117	97	第3章	3	(11)	エ	(フ)				形式	排水処理設備形式は「【生物処理＋凝集沈殿＋膜処理(必要に応じて設置)＋ろ過】」とありますが、生物処理＋凝集沈殿＋ろ過と同等の排水性能で、かつ十分な実績のある「MF膜処理方式」についても事業者提案が可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
118	98	第3章	3	(11)	エ	(オ)	f			排水処理設備	「日使用量の7日以上」と記載がありますが、排ガス処理薬剤等と同様に基準ごみ時の使用量の7日以上という理解でよろしいでしょうか。	7日以上とは、基準ごみ時で2炉運転時とします。
119	98	第3章	3	(12)	イ	(オ)	b			雑用空気圧縮機	自動アンローダ運転の記載がありますが、省エネ性を考慮し、自動アンロード方式ではなく、インバータ方式を採用してもよろしいでしょうか。	インバータ方式の採用も可能とします。
120	99	第3章	3	(12)	オ					予備ボイラ	「予備ボイラは、外気温-7℃において園芸施設温室内を5℃以上に保つことができる7.1GJ/h以上の能力を確保する。」とありますが、84ページでは外気温-7℃において11.0GJ/hとあります。いずれが正になりますでしょうか。	非常時に予備ボイラを使用する際は、最小限の熱供給とするため、通常時の熱供給量より少ない供給としております。予備ボイラの供給熱量を要求水準書以上とする提案も可能とします。
121	100	第3章	3	(12)	オ	(オ)	a			予備ボイラ	「また、園芸施設へ温水供給を行わない・・・臨時休館を避けるものとする。」とありますが、222ページには、全炉停止期間中は、休館日とすることもできる、とあります。いずれの内容を正として計画すればよろしいでしょうか。	全炉停止期間は、事前に周知が可能であるため、休館日とすることを可能としています。園芸施設に温水供給を行わない時期は、学校プールの利用もあるため、突発的なトラブルにより全炉が停止した場合でも予備ボイラを用いて臨時休館を避ける計画としています。 園芸施設へ温水供給を行う期間における突発的な全炉停止は、予備ボイラの能力の関係から余熱体験施設への温水供給までは求めておらず臨時休業はやむを得ませんが、厳冬期以外において余力がある場合は、余熱体験施設への温水供給も可能とします。
122	100	第3章	3	(12)	オ	(オ)	a			予備ボイラ	「園芸施設へ温水供給を行わない期間の～臨時休館を避けるものとする。」と記載がありますが、園芸施設へ温水供給を行う期間(11～4月)のトラブルに伴う休炉時は、余熱体験施設には熱供給をせず、臨時休館とすることも可能であるという理解でよろしいでしょうか。	No.121の回答を参照してください。
123	100	第3章	3	(12)	オ	(オ)	a			予備ボイラ	「また、園芸施設へ温水供給を行わない・・・臨時休館を避けるものとする。」とありますが、別途余熱体験施設側で予備ボイラを設ける場合は、本予備ボイラでの余熱体験施設への熱供給は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
124	101	第3章	3	(12)	サ	(7)				説明用映写設備	本項に記載の「大会議室」は、管理・環境啓発施設の「研修室」のことを示しているものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
125	105	第3章	4	(2)	エ	(カ)	m			ごみピット	「埃による誤作動の少ない煙感知器を設置すること。」とありますが、炎感知器とすることでよろしいでしょうか。	炎が生じる前のくん焼状態の早期発見を目的に設置するため、要求水準書（案）のとおりとします。
126	107	第3章	4	(3)						不燃性粗大ごみ処理系列	「将来、売却が不可能となった場合は、逆有償での引き渡しや委託による破砕処理を行う。」とありますが、当該内容は貴市の所掌と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
127	127	第3章	4	(8)	イ	(7)				プラスチック製容器包装投入扉	形式は「【観音扉式】」とありますが、荷下ろしの安全性・円滑性を考慮し、受入方式や投入扉の形式は事業者提案とさせて頂きませんかでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
128	147	第3章	5	(5)	ア					基本的な考え方	余熱体験施設と管理・啓発施設は同一棟とし、玄関から明確にゾーンを分離とありますが、余熱体験施設と管理・啓発施設それぞれに風除室による出入口を設ける以外に風除室出入口は1つ、共用エントランスホールを設け、室内でのゾーンを分離する提案も可能として頂けませんでしょうか。	各施設の利用目的及び利用時間が異なるため、出入口から分離することを基本としますが、利用者及び管理（施錠による出入りの制限）に支障が生じないことを前提に、提案を認めることとします。
129	147	第3章	5	(5)	イ	(イ)				施設の規模、構造	「施設の主たる階層構成は提案とする」とありますが、一方で環境啓発施設については、P.152にて「2階に配置することを基本とする」とあります。管理・環境啓発施設の階層についても提案も可能という認識で宜しいでしょうか。	経済性に配慮したうえで、事業者の提案とします。
130	147	第3章	5	(5)	イ	(キ)				施設の規模、構造	余熱体験施設の排水について、「排水は合併処理浄化槽で処理し、公共用水域へ放流する。」とのご指示がありますが、プール排水には塩素分が含まれるため、直接合併浄化槽での処理ができません。一方、プール排水はろ過されているため、浄化槽処理後の水質と同等の水質であり、公共水域へ放流できるレベルと考えられるため、公共水域へ直接放流することをお認め頂きたく、宜しくお願い致します。	プール排水については、残留塩素が低濃度となっていることを確認したうえで、公共用水域へ直接放流することとします。
131	149	第3章	5	(5)	カ	(イ)				施設職員及び主要な諸室	表3-35必須施設として、「その他付帯施設」として、具体的に想定されている設備、機能があればご教示ください。	必須施設を運営するうえで必要な付帯施設を見込んでください。
132	150	第3章	5	(5)	カ	(カ)				トレーニング室	必須施設として求める広さをご教示下さい。	事業者の提案とします。
133	151	第3章	5	(4)	キ	(ウ)				余熱体験施設（屋外施設）	環境施設面積について、余熱体験・管理・環境啓発棟の健康浴施設（温水プール）の面積は「屋内運動施設」として加算できるとの解釈でよろしいでしょうか。	工場立地法運用例規集1-5-1-2及び1-6-2-3を参照ください。
134	151	第3章	5	(5)	キ	(ウ)				余熱体験施設（屋外施設）	「工場立地法に基づき、～環境施設面積は5%以上（解体跡地を含んで達成すればよい）を確保すること。」とありますが、工場立地法に基づく環境施設面積は25%以上ではないでしょうか。	No.15の回答を参照してください。
135	151	第3章	5	(5)	キ	(コ) (カ)				余熱体験施設（屋外施設）	屋外施設を災害廃棄物の仮置場および施設補修時の資材スペース等に使用するとありますが、これは来場者用駐車場ではなく、足利市南部クリーンセンター解体跡地を活用する計画との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
136	152	第3章	5	(5)	キ	(シ)				余熱体験施設 (屋外施設)	「各種ユーティリティの取合い点は、事業地内に建設される一番西側の建物壁面に設置するものとする」とありますが、余熱体験施設(屋外施設)での利便性に配慮する前提で、建物壁面から離れた場所に設置してもよろしいでしょうか。	経済性についても配慮したうえで、事業者の提案とします。
137	154	第3章	6	(1)	ア	(7)				電気設備 共通事項	電力会社所掌のVCTの設置場所をご教示ください。	VCTおよび受電用・供給用計器の設置場所などの詳細は、本申込み後の別途協議とされており、現段階では確定していません。
138	154	第3章	6	(1)	ア	(7)				電気設備 共通事項	電力会社との連系設備(単独運転検出用)で、単独運転検出装置あるいは転送遮断装置のどちらを計画されているかご教示ください。	電力会社からは、周波数上昇リレー、周波数低下リレー、単独運転検出機能(能動的方式一方式以上を含む)の設置と単独運転検出機能による電圧フリッカの発生が無いことの確認が求められています。
139	154	第3章	6	(1)	イ	(7)				受電電圧	6.6kV受電点の短絡電流をご教示願います。	本申込み後の別途協議にて確定するものとします。
140	155	第3章	6	(1)	エ	(イ)	c	(a)		蒸気タービン発電機連 絡盤	主要機器に「(a)真空遮断器 1式」とありますが、蒸気タービン発電機用真空遮断器は蒸気タービン発電機室に設置する蒸気タービン発電機遮断器盤に設置しますので、電気室に設置する蒸気タービン発電機連絡盤は断路器を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
141	156	第3章	6	(1)	エ	(ウ)	d	(f)		高圧配電盤	進相コンデンサはコンビネーションスタータ(PF+VCS)による保護とし高圧配電盤の6kV母線に直接接続する案を提案してもよろしいでしょうか。その場合進相コンデンサ主幹盤を省略してもよろしいでしょうか。	30年間以上にわたる使用を見据え、機能、操作性、保守性等の問題がないことを前提に提案を可とします。
142	156	第3章	6	(1)	エ	(ウ)	e	(b)		高圧配電盤	高圧配電回線に地絡保護の記載がありますが、電気室外への配電について、地絡保護をするものと考えてよろしいでしょうか。	限定はしていません。
143	156 157	第3章	6	(1)	エ	(ウ) (カ)				高圧配電盤 変圧器盤	(ウ)高圧配電(カ)変圧器盤はプラント動力・プラント共通動力・非常用プラント動力に分割されていますが、配置上、負荷区分の合理性および経済性(一般廃棄物処理施設整備の基本方針)から1つに集約する提案は可能でしょうか。	30年間以上にわたる使用を見据え、各炉・負荷・系統別に定期整備、共通設備の全停電(全焼却炉停止)等を考慮し、問題がないことを前提に提案を可とします。
144	156	第3章	6	(1)	エ	(オ)	a			進相コンデンサ盤	形式は、「乾式パック型コンデンサ」とありますが、安定稼働に支障がないことを前提に、「鋼板製垂直自立閉鎖形」を採用してもよろしいでしょうか。	盤形式については、「鋼板製垂直自立閉鎖形」を採用可です。進相コンデンサについても形式を記載ください。
145	156	第3章	6	(1)	エ	(オ)	a			進相コンデンサ盤	形式は、「乾式パック型コンデンサ」とありますが、乾式コンデンサを鋼板製垂直自立閉鎖形の盤内に収納した仕様でよろしいでしょうか。	盤形式については、「鋼板製垂直自立閉鎖形」を採用可です。進相コンデンサについても形式を記載ください。
146	156	第3章	6	(1)	エ	(オ)	c	(a)		進相コンデンサ盤	「使用電圧 6.6kV、50Hz」となっていますが、省エネ等メリットがある場合、低圧進相コンデンサを提案してもよろしいでしょうか。	30年間以上にわたる使用を見据え、機能、操作性、保守性等の問題がないことを前提に提案を可とします。
147	158	第3章	6	(1)	オ	(7) (イ)	d d	(e) (e)		低圧動力主幹盤(プラ ント・建築) 照明主幹盤	(ア)低圧動力主幹盤(プラント・建築)の主要機器に非常用切替器(常用一発電)、(イ)照明主幹盤にも同様非常用切替器の記載がありますが、災害時等に1炉立上げを行う場合、非常用発電機の電力は広範囲の常用機器にも供給するため、切替器は設けずに非常用フィーダ以外を遮断するシステムを提案してもよろしいでしょうか。	30年間以上にわたる使用を見据え、機能、操作性、保守性等の問題がないことを前提に提案を可とします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
148	160	第3章	6	(1)	力	(イ)	a			現場操作盤	現場操作盤の形式について、「鋼板製閉鎖式壁掛又はポスト型」とありますが、安定稼働に支障がないことを前提に、「コントロールボックス型」を採用してもよろしいでしょうか。	可としますが、操作盤形式については設計時協議とします。
149	160	第3章	6	(1)	力	(カ)	c	(b)		電動機	絶縁種別はE又はF種と指示されていますが、低圧はE種以上、高圧はF種での提案をしてもよろしいでしょうか。	絶縁種別については運転条件、温度上昇限度、周囲温度等も考慮の上選定願います。
150	162	第3章	6	(1)	キ	(イ)	d	(c)	v) vi) vii)	発電機遮断器盤、励磁装置盤	「自動力率調整装置、自動同期投入装置、同期検定装置」の記載がありますが、自動力率調整装置は蒸気タービン発電機側に、また蒸気タービン発電機と非常用発電機の同期については、同期検定・自動同期投入の機能を非常用発電機側ではなく、蒸気タービン発電機側に設けるよう提案してよろしいでしょうか。	可としますが、操作盤形式については設計時協議とします。
151	162	第3章	6	(1)	キ	(イ) (ウ)				無停電電源装置 直流電源装置	(イ)無停電電源装置と(ウ)直流電源装置について、蓄電池・充電器を共有する一体型の提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。	可としますが、操作盤形式については設計時協議とします。
152	163	第3章	6	(1)	力	(イ)	d	(e)		直流電源設備	直流電源設備の交流入力について、「交流三相3線式 440V、50Hz」とありますが、その他の機器の電圧に合わせて400Vとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
153	163	第3章	6	(1)	ク	(イ)				盤の構造	本項に盤の板厚について記載が有りますが、各設備共通仕様通り、「鋼板製の受変電盤、配電盤、監視盤、制御盤、操作盤等の板厚、材質は適切なものを選択する。」(p.53)と理解しています。	プラント電気の盤の構造に関しては、本項に記載がある板厚、その他条件を遵守してください。それ以外の盤の構造は共通仕様書通りで結構です。
154	164	第3章	6	(1)	サ	(イ)				電気配線工事	「防火区画貫通処理に当たっては(一財)日本建築センター(BCJ)の性能評定を受けた工法で実施する。」とありますが、(一財)日本建築センター(BCJ)の性能評定は平成12年に廃止されています。火災時の耐久性を確保することを前提に、防火区画貫通処理に当たっては関連法令に適合する工法で実施してもよろしいでしょうか。	火災時の耐久性を確保することを前提に、防火区画貫通処理に当たっては関連法令に適合する工法で実施を可とします。
155	164	第3章	6	(1)	ス					電気設備 その他	「南部クリーンセンター中央制御室内に足利市小俣最終処分場遠隔警報盤が設置されており、～新施設においてもエネルギー回収型廃棄物処理施設の中央制御室において同様の管理を行うものとし、本工事にて当該制御盤を南部クリーンセンターから撤去・運搬・据付すること。」とありますが、配線工事の詳細(工事範囲、取合点等)について、ご教示ください。また、当該警報盤の維持管理は貴市の所掌と理解してよろしいでしょうか。	当該警報盤については、提示した添付資料21が全てです。移設後の維持管理は事業者の所掌となります。
156	164	第3章	6	(1)	ス					電気設備 その他	「新施設においても～本工事にて当該制御盤を南部クリーンセンターから撤去・運搬・据付すること。」とありますが、計装工事の取合いについてご教示下さい。	当該警報盤については、提示した添付資料21が全てです。
157	166	第3章	6	(2)	イ	(イ)	l			建築設備関係運転制御	建築設備関係運転制御について、安定稼働に支障がないことを前提に、建築電気設備で行ってもよろしいでしょうか。	30年間以上にわたる使用を見据え、機能、操作性、保守性等の問題がないことを前提に提案を可とします。
158	167	第3章	6	(2)	ウ	(イ)	b	(d)		排ガス・大気質測定機器	「任意の警報値設定が可能なものとし、警報発信機能も有するものとする。」と記載されていますが、本機能は、170ページ工項 中央制御装置で実現してもよろしいでしょうか。	30年間以上にわたる使用を見据え、機能、操作性、保守性等の問題がないことを前提に提案を可とします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
159	167	第3章	6	(2)	ウ	(イ)	a			ITV装置	カメラ設置場所について、余熱体験施設の記載がありませんが、防犯用カメラは警備業務も考慮した提案の認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
160	167	第3章	6	(2)	ウ	(イ)	a			ITV装置	表3-37 カメラ仕様に「回転雲台付」の記載がありますが、設置環境に配慮したうえで、旋回機能を備えたドーム型カメラを提案してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
161	168	第3章	6	(2)	ウ	(イ)	a			ITV装置	表3-37 カメラ仕様に「ワイパ付」の記載がありますが、設置環境に配慮したうえで、ワイパが不要となる、親水コーティングドーム型カメラを提案してもよろしいでしょうか。	30年間以上にわたる使用を見据え、機能、操作性、保守性等の問題がないことを前提に提案を可とします。
162	168	第3章	6	(2)	ウ	(イ)	a			ITV装置	敷地境界監視カメラは防犯兼用とするとありますが、防犯兼用とは録画機能を有すると理解してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
163	168	第3章	6	(2)	ウ	(イ)	a			ITV装置	自動録画するカメラの対象は、プラットホーム用カメラと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書において明示予定ですが、1-Aから1-C、1-Kから1-Pまで、2-Aから2-C、2-Lから2-Pは自動録画を必須とします。
164	169	第3章	6	(2)	ウ	(イ)	b			ITV装置	「ごみ投入ホッパは投入対象ホッパへの自動切替モードを計画する。」とありますが、クレーン操作室のモニタを4分割表示とし、ごみ投入ホッパを常時監視する計画としてもよろしいでしょうか。	4分割表示でも内容確認に問題がないサイズであることを前提に提案を可とします。
165	170	第3章	6	(2)	エ	(オ)	a	(a)		ごみクレーン制御装置	ごみクレーン制御装置について、火災発生時に問題なく対応できる事を前提に、同室内の放水銃制御盤にて監視するとしてよろしいでしょうか。	目的が異なるため不可とします。
166	171	第3章	6	(2)	オ					データ処理装置	(イ) 日報、月報、年俵作成用プリンタ、(ウ) 警報記録用プリンタ、(エ) 画面ハードコピー用カラープリンタが個別に示されていますが、機能的に共有できる場合は、1台に集約してもよろしいでしょうか。	機能の集約は可とします。ただし、故障時での代替え等、運転に支障をきたさないものとします。
167	173	第3章	7	(1)	ア	(7)				工事範囲	鉄塔図面（基礎含む）のご提示をお願い致します。	鉄塔図面は、電力会社が所有権を有しているため、本市からの提示は不可です。
168	173	第3章	7	(1)	ア	(7)				工事範囲	鉄塔から20m範囲の鉄塔補強及び盛土について、雨水排水処理を適切にした上で窪地のままとすることは可能でしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
169	174	第3章	7	(1)	ア	(イ)	c			測量及び地質調査	想定外の土壌汚染が発見された場合の土壌汚染対策費については、貴市の負担とするとありますが、工期についてもご協議いただけたと考えてよろしいでしょうか。	協議事項とします。
170	174	第3章	7	(1)	ア	(オ)	c			掘削工事	「地中障害や埋設物が確認された場合で、本市と協議の上、撤去となった場合には、その撤去費用は本市の負担とし、工期については協議を行う。」とありますが、撤去不要となった場合であっても、残置した状態での施工への工法変更等により工期及び費用が発生した際には、別途ご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	協議には応じることとします。
171	174	第3章	7	(2)	ア	(コ)				全体計画	「管理・環境啓発施設の研修室は地域の一時避難所として利用する」とありますが、本施設は一時避難場所ではなく、避難者を滞在させる指定避難所として登録予定でしょうか。	指定避難所としての登録予定はありません。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
172	175	第3章	7	(2)	ア	(e)				全体計画	「反射率を低く抑える」とありますが、周辺環境に溶け込むデザインとしたうえで、デザイン・色彩的に可能な範囲で低く抑えると解釈してよろしいでしょうか。	総論としてはお見込みのとおりです。加えて、外部仕上材において、外壁塗装仕上げ面のツヤやステンレス等金属類の表面仕上げの指定などに配慮してもらうことを想定しています。
173	175	第3章	7	(2)	ア	(f)				全体計画	安全な位置に来訪者用エントランスを設けるのは、管理・啓発設備があり来訪者が訪れる余熱体験施設と理解してよろしいでしょうか。	施設配置や各種動線などによるため、管理・啓発設備のみとは指定しておらず、来訪者が使用するエントランス全てが対象と考えて計画してください。
174	175	第3章	7	(2)	ア	(h)	b			エレベータ	「ストレッチャーが水平に入る仕様とする」とありますが、工場棟の作業員居室エリアにエレベータを設置する場合は、見学者が利用しないことを前提としてストレッチャー対応は不要としてもよろしいでしょうか。	啓発施設利用者や見学者等が利用する部分以外のエリアであれば、お見込みのとおりです。
175	175	第3章	7	(2)	イ	(g)				本施設の外観	「野鳥の飛来する周辺環境であるため、本施設の外観にはバードストライク防止対策を施すこと」とありますが、主に窓ガラスへの対策と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。風景が映り込みにくいガラスの採用や夜間時の内部照明の遮光対策などを想定しています。
176	176	第3章	7	(2)	ウ	(g)				工場棟平面計画	「作業用の専用室から居室や通路等への出入り口には、(中略)専用室側に手洗い場(温水)を配置する」とありますが、手洗い場及び温水の要否については作業性等を踏まえ事業者による提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
177	177	第3章	7	(2)	ウ	(g)				工場棟平面計画	表3-43 各施設の建築物に係る諸元(エネルギー回収型廃棄物処理施設)(参考)のプラットホームについて、「有効幅20m以上を確保」とありますが、P.57では、「【20】m以上(対面通行の場合)、【18】m一方通行の場合」とあります。P.57が正と考えてよろしいでしょうか。	P57を正とします。
178	177	第3章	7	(2)	ウ	(g)				工場棟平面計画	表3-43 各施設の建築物に係る諸元(エネルギー回収型廃棄物処理施設)(参考)の浴室について、近年は省エネ・節水の観点から浴槽を使用せず、シャワーブースのみを設置する施設が多くあります。浴室における浴槽の設置は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	浴槽の設置は不要とします。
179	179	第3章	7	(2)	エ	(i)	b			構造計画	「地震時を考慮し、重量の大きい設備は、剛強な支持架構で支持する。」とありますが、重量の大きい設備とは、焼却炉、ボイラ、蒸気復水器と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。いずれも、オ 地震対策(イ) b(エ)の項目を適用してください。なお、オ 地震対策(イ)の必要な基準類に、確実に満足しなければならぬ基準類として、(a)建築基準法・同施行令を追加するものとします。
180	179	第3章	7	(2)	エ	(g)	c			基礎構造	要求水準書(案)P.179に「基礎の選定に当たっては、支持地盤の状況を勘案して未到達杭とならないように注意し」と記載がありますが、添付資料05-4に基礎形式として記載のあるとおり杭基礎(摩擦杭)、杭基礎(中間支持層への支持杭)も支持方法における選択肢の一つとして考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)の該当箇所(エ 構造計画(ウ) c)が、杭基礎の選定の原則的な考え方です。また、添付資料05-04の地質調査報告書(本工事)表7.3に参考として記載された杭基礎(中間支持層への支持杭)なども検討の一つと考えられます。その場合、建築物等施設全体の耐震安全性が要求水準書を満足する以上に確保できることが条件となります。
181	182	第3章	7	(2)	ク	(o)				油圧装置室	油圧装置室についても、(カ)各種送風機室と同様に、生活環境影響調査書、労働環境への配慮及び敷地境界での公害防止基準値遵守を条件に事業者提案とさせていただけないでしょうか。	油圧装置の機器側で騒音、振動対策が施されていることを前提に提案を可とします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
182	184	第3章	7	(2)	ケ	(7)				本市が使用する諸室の概要	貴市が使用する諸室における電話・通信費等は、貴市にて費用をご負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか。また、上記費用が事業者の範囲となる場合は、応募者間の見積条件の公平性を確保するため、本事業で見込むべき電話・通信費等の使用料をご教示頂きますようお願い致します。	電話・通信等は、事業費に含みます。使用料は一般的な事務室を想定してください。
183	185	第3章	7	(2)	コ	(7)	o			見学者機能	表3-46 見学者の内容について、添付資料20以外の対象者毎の計画人員をご教示ください。	小学校以外の見学者については、計画はありません。
184	185	第3章	7	(2)	コ	(7)	o			見学者機能	大型バスの場外の通行動線については、道路が拡張される市道瑞穂野町10号線及び市道野田町10号線を通行するとの理解でよろしいでしょうか。	運行経路は未定です。
185	185	第3章	7	(3)	ア					土木工事及び外構工事一般事項	貴市にて実施する造成工事、雨水調整池工事（仮囲いは設置しない予定）終了後から、建設事業者が実施する敷地管理について、具体的な内容を示して頂けないでしょうか。	令和6年3月の造成工事等の終了後は、事業者において仮囲いを行うなど、適切な敷地管理を行ってください。
186	186	第3章	7	(3)	ア					土木工事及び外構工事一般事項	敷地外周の西側側溝は北側エリアに流れる部分は北側側溝で、南側エリアに流れる部分は南側側溝でしょうか。図面のご提示をお願い致します。	お見込みのとおりです。図面は添付資料28のとおりです。
187	186	第3章	7	(3)	イ	(4)	a			井戸整備工事	貴市にて設置した井戸について、貴市にて実施する造成工事完了後の状況（事業者へ引き渡し時の状況）についてご教示願います。	引き渡し時は、井戸の天端が24.3mより上部に設置された状態での引き渡しとなります。
188	188	第3章	7	(4)	ア	(7)				空気調和設備工事	「温湿度条件は「建築設備設計基準」（国交省大臣官庁官庁営繕部監修）の設計用屋外条件に準拠」と記載がありますが、場所に「足利市」の記載がないため、同県内の「宇都宮」にて設計することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
189	189	第3章	7	(4)	エ					消火設備工事	本案件におきまして、入札公告後に所轄消防様や関係官庁への問い合わせをしてもよろしいでしょうか。	必要な調査を行ってください。
190	191	第3章	7	(5)	ウ	(4)				電話設備	「炉室等の維持管理時に使用する通信手段はPHS方式による方法とし、本施設内全体で使用できるようにする」とありますが、PHS以外の無線機等の使用は可能でしょうか。	提案を可としますが、要求水準書への質問の際に、想定される具体例を提示してください。
191	193	第4章	1	(1)	エ	(4)				運営事業者の業務範囲	「周辺地区での利用」とありますが、園芸施設への温水供給と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
192	193	第4章	1	(1)	エ	(4)				運営事業者の業務範囲	「売電収入は本市の帰属とする」とある一方で、209頁 表4-6 電気、用水、ガス等 では、「当該売電収入は本市に帰属するが、運営事業者の計画発電量を越えた部分については、その売電収入の半分を事業者の収入とする。」とあります。売電収入についてはすべて貴市に帰属するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
193	193	第4章	1	(1)	エ	(4)				運営事業者の業務範囲	「運営事業者は、～なお、売電収入は本市の帰属とする。」とありますが、209頁の(9) 用役管理業務中の表4-6では、「当該売電収入は本市に帰属するが、～その売電収入の半分を事業者の収入とする。」とあります。売電収入の所掌について、どちらを正とすればよろしいでしょうか。	No.192の回答を参照してください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
194	194	第4章	1	(1)	エ	(ケ)				運営事業者の業務範囲	敷地境界内の一切に関する維持管理について、具体的にご教示いただけないでしょうか。	建設事業者施工、本市施工の区分に限らず、敷地境界内に整備された建築物、造成法面、外構、植栽等を含めた一切（東電鉄塔を除く）について、P197以降に示す「2 運営・維持管理業務の実施」に示す各種業務を実施してください。なお、余熱体験施設の運営・維持管理は第5章のとおりとします。
195	194	第4章	1	(1)	エ	(サ)				運営事業者の業務範囲	「運営事業者は、～一時的な避難者（100名程度の避難者の収容を想定）の受入など、地域防災への貢献を行うこと。」とありますが、余熱体験施設と合わせて、100名程度と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
196	194	第4章	1	(1)	エ	(サ)				運営事業者の業務範囲	地域防災への貢献について具体的にご教示いただけないでしょうか。また費用は変動費以外にご精算いただけると考えてよろしいでしょうか。	一時的避難者の受入れを想定しています。費用の精算は予定していません。
197	194	第4章	1	(1)	オ	(イ)				本市の業務範囲	運営委託費のお支払いにつきまして、平準化ではなく、各年度で変動可としていただきたく、よろしく願います。施設の維持管理においては、年度ごとに点検・検査対象設備や補修対象設備が異なります。一方で、平準化して委託料を拝受した場合、将来の維持補修に対する対価分が利益とみなされ、法人税として支払うこととなります。また、維持補修が重なる年度においては、赤字を計上することとなります。そのため、委託費のお支払いに当たっては、各年度で同額の平準化ではなく、年度毎の維持補修の変動に応じた委託料としていただくと理解してよろしいでしょうか。	ご意見として承ります。詳細は入札公告に示す入札説明書等を参照してください。
198	195	第4章	1	(3)	ケ					車両等	「本施設の運営（試運転期間を含む）に必要な車両、重機等は運営事業者が用意すること。」とありますが、建設事業者にて用意しても構いませんかでしょうか。	建設事業者において用意しても差し支えありません。ただし、運営期間中に故障等により使用が困難となった場合は、運営事業者で再購入、リース等により対応してください。
199	195	第4章	1	(3)	ケ					車両等	「本施設の運営（試運転期間を含む）に必要な車両、重機等は、運営事業者が用意すること。」とありますが、整備で納入し、運営・維持管理業務で、更新、維持管理とすることに変更できませんでしょうか。	No. 198の回答を参照してください。
200	196	第4章	1	(3)	ケ					車両等	「また、各種パレット、コンテナ、フレコンバッグ、かご、かご付パレット、ドラム缶等の用意、維持管理についても運営事業者の所掌とする。」とありますが、整備で初期納入し、運営・維持管理業務で、更新、維持管理とすることに変更できませんでしょうか。	No. 198の回答を参照してください。
201	196	第4章	1	(3)	コ					災害発生時等の協力	「変動費を除く費用は本市と運営事業者で協議する。」とありますが、変動費は計画ごみ質に対する用役量を基に積算しているため、ごみ質の異なる災害廃棄物を処理した場合には、必要に応じて変動費についてもご協議させて頂けると理解してよろしいでしょうか。	災害廃棄物処理に伴う用役量の変動等を説明できることを前提に協議を可とします。
202	196	第4章	1	(3)	シ					教育訓練	「夜間訓練」とは夜間を想定した訓練との理解でよろしいでしょうか。また、夜間に実施する場合、時間帯や実施時間などの、市様で想定されております訓練内容をご教示ください。	前者はお見込みのとおりです。後者は、日勤者が帰宅し、エネルギー回収型廃棄物処理施設の運転員のみが執務している時間帯の非常時対応を実施してください。その他は提案によりま

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
203	197	第4章	2	(2)	イ					業務実施体制	運営事業者は、ボイラー・タービン主任技術及び電気主任技術者を配置とありますが、所轄官庁確認の上、SPCからの選任ではなくSPCから維持管理業務等を請け負う者からの選任としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
204	197	第4章	2	(2)	オ					業務実施体制	「運転員の雇用については、～採用について最大限配慮するものとする。」とありますが、採用可能時期についてご教示ください。	年度の切り替え時に採用可能とします。
205	198	第4章	2	(3)	ア	(7)				運営マニュアル及び運営計画書の作成、改訂	建築事業者作成の運営マニュアルを、試運転結果等を踏まえて、追加変更などを行い、運営・維持管理期間の開始前に承諾を得ること。とありますが、運営マニュアルは竣工図書に含まれており、開始前の見直し期間がありません。建設事業者が承諾を受けた運営マニュアルを、SPCが引き継ぐと理解してよろしいでしょうか。	運営マニュアルの作成に建設事業者とともに運営事業者が支援することを前提にご提案の引継ぎを可とします。
206	200	第4章	1	(4)	イ	(4)				ごみ処理手数料の収納など	「収納した料金は、その金額を本市に報告した上で、翌営業日までに本市の指定金融機関へ払い込むものとする。」とありますが、金融機関へ毎日振込を行う際に発生する振込手数料については、貴市のご負担と理解してよろしいでしょうか。	事業者負担とします。
207	200	第4章	1	(4)	イ	(ウ)				ごみ処理手数料の収納など	「本市は、ごみ処理手数料の滞納者に対し、搬入制限を行うことがある。運営事業者は、その対応に協力すること。」とありますが、当該対応は貴市の指示のもと実施するものと理解してよろしいでしょうか。 万一、常習性があると確認した搬入者に対する啓発・指導については、運営事業者には行政的な強制力がないほか、運営事業者と搬入者間のトラブル防止のためにも貴市主体で実施頂きますようお願い致します。	お見込みのとおりです。
208	200	第4章	2	(4)	イ	(エ)				ごみ処理手数料の収納など	減免対応の具体的な方法をご教示ください。	特定条件にあてはまる搬入者に対し、減免対応を行います。市職員のある管理施設において事前手続きを行い、減免許可証を交付します。減免許可証を持参した搬入者に対し、運転免許証を確認の上、許可証を受け取り、減免処理を行うことを想定しています。
209	200	第4章	1	(4)	ウ	(オ)				搬入管理	「本市が定期的に…運営事業者が主に実施。」とありますが、以下についてご教示頂きますようお願い致します。 ①適正な人員配置等を検討するために、搬入検査の1回あたりの検査台数・検査時間をご教示頂きますようお願い致します。 ②搬入検査において、事業者が実施すべき具体的な検査対応についてご教示頂きますようお願い致します。	①については、午前中に3台実施、1台1時間程度を想定しています。②については、バッカー車から降ろされたごみの中に異物が混入していないかを作業道具等で確認し、終了後は検査ごみをごみピットに投入することを想定しています。
210	200	第4章	2	(4)	ウ	(オ)				搬入管理	週1回程度搬入検査を実施予定とありますが、エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設それぞれ実施するとの理解でよろしいでしょうか。また、市様で想定しております1回当たりの検査時間をご教示ください。	エネルギー回収型廃棄物処理施設を中心として考えています。一方、マテリアルリサイクル推進施設への搬入物の状況が良くない場合には搬入検査を実施することも想定されます。
211	202	第4章	2	(5)	エ	(イ)	f			適正処理、適正運転	「～なお、「再生可能品」は同施設内の倉庫に保管し、売却する(売却は本市が行う)。」とありますが、搬入者への再生使用の了解は事業者にて行うものと理解してよろしいでしょうか。	事業者において確認してください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
212	202	第4章	1	(5)	エ	(エ)	g			適正処理、適正運転	「スプリング入りマットレスについては、…週5回作業している作業量である。」とありますが、ソファやスキー板・スノーボード板等（ソファ等の複合素材）の具体的な日・月・年間搬入実績を可能な範囲でご教示頂きますようお願い致します。	具体的な資料はありません。 要求水準書（案）に記載の作業量から想定してください。
213	202	第4章	2	(5)	オ					各種データの計測管理	「また、各種データは、本市がインターネット等で公開する。」とありますが、施設に関するHPは全て市様で準備されると考えてよろしいでしょうか。	No. 33の回答を参照してください。 廃掃法に基づく維持管理情報は本市のホームページで公表しますので、必要となる各種データ等の基礎資料は、事業者において収集・提供してください。
214	202	第4章	2	(5)	オ					各種データの計測管理	表4-2計測項目に、放射能測定の記事がないですが特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドラインに基づく測定は市様が実施すると理解でよろしいでしょうか。	詳細は未決定ですが、運営事業者の業務には含んでおりません。
215	207	第4章	2	(8)	カ	(イ)				点検、検査計画書の作成	表4-5のダイオキシン類濃度測定が、焼却灰及び飛灰 2検体×各炉1年毎となっていますが、各炉が記載されていますので、1検体でよろしいでしょうか。	1検体×各炉とします。
216	209	第4章	2	(9)	ア					用役の調達及び管理	「万が一の災害発生時に備え、水、薬品等は2炉運転（基準ごみ質時）に必要な量の7日分を備蓄する運営体制とすること。」とありますが、水については、井水使用であり、受水槽の容量については対象外と考えてよろしいでしょうか。	井水ポンプは非発給とするため、井水の受水槽容量は事業者の提案とします。
217	213	第4章	2	(12)	エ	(7)				見学者対応	市様への見学対応への協力について、想定されている内容があればご教示願いたします。	見学者対応時における、補足資料の準備、説明となります。 設備の能力、発電量、副生成物の発生量など詳細部分の説明等が想定されます。
218	213	第4章	2	(12)	エ	(イ)				会議室等の貸し出し	市様で研修室等の貸し出しを行われるとのことで、運営事業者に予約の確認や料金の徴収等の業務は発生しますでしょうか。	研修室等の貸し出しは、市において行います。
219	213	第4章	2	(12)	エ	(イ)				会議室等の貸し出し	「地域住民の方からの希望に応じ、本市が研修室等の貸し出しを行う」とありますが、夜間の貸し出しも想定されていますか。想定されている場合の利用可能時間をご教授ください。	夜間の貸し出しは、22時頃までの利用が想定されます。
220	213	第4章	2	(12)	ク					保険への加入	「本施設の運営に際して、火災保険、労働者災害補償保険、第三者損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。」とありますが、記載の保険はあくまで例示であり、市様が加入予定である全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済との重複を配慮した上で事業者にて加入する保険を提案するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
221	213	第4章	2	(12)	ク					保険への加入	「本市が加入を予定する全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済と重複しないよう配慮すること」とありますが、具体的な保険範囲をご教示いただけないでしょうか。	当該共済は、建物、工作物及び動産について、火災、落雷、破裂・爆発、物体の落下・飛来、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、風災、水災又は雪災、土砂崩れによる損害がてん補されるものです。
222	213	第4章	2	(12)	ク					保険への加入	「なお、本市が加入を予定する全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済と重複しないよう配慮すること。」とありますが、どのようなことを想定されていますでしょうか。	市と事業者のそれぞれが、重複する補償内容の保険契約を行い、経済性が損なわれてしまうことを想定、懸念しています。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
223	215	第4章	3	(1)						事業期間終了時の取扱い	「なお、ここで「継続して10年間にわたり使用する」とあるのは、期間満了後の10年間の運営を担当する事業者（又は本市）が、適切な点検、補修等を行いながら使用することをいう。」とありますが、21年日以降の基幹改良工事などの実施は適切な点検、補修等に含まれていると理解してよろしいでしょうか。	稼働21年目から基幹改良を行い、長期包括を行う計画です。
224	217	第5章								余熱体験施設の運営・維持管理業務	第5章に記載されている運営事業者は、すべて指定管理者を指しているものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。「一般廃棄物処理施設の」、「エネルギー改修型廃棄物施設の」等の指定が無い限り、基本的には余熱体験施設の運営事業者である指定管理者を指します。
225	218	第5章	1	(1)	ウ	(ウ)				用役条件	「用役の調達等については、運営事業者自らの責任において行う」とありますが、「運営事業者」について、P2表1-1用語の定義によると「運営事業者」は一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務を目的とする特別目的会社を指すことから、「余熱体験施設運営事業者」と読み替えてよろしいでしょうか。また、第5章で「運営事業者」と記載のある箇所については、後段以降も同様と理解してよろしいでしょうか。	第5章での運営事業者は、「一般廃棄物処理施設の」、「エネルギー改修型廃棄物施設の」等の指定が無い限り、基本的には余熱体験施設の運営事業者である指定管理者を指します。
226	219	第5章	1	(3)	イ					指定管理者の指定	「本市は、余熱体験施設の設置及びその管理に関する事項について条例で定める予定であり」とあります。当該条例案の提示が可能でしょうか。	当該施設に関する施設の設置条例を定めることとしていますが、制定時期は、建物や運営内容の決定以降となります。
227	219	第5章	1	(3)	イ					指定管理者の指定	運営事業者を指定管理者として指定するとありますが、運営事業者から余熱体験施設の運営・維持管理業務の主たる業務を一括して構成員等へ再委託することは可能でしょうか。余熱体験施設の運営・維持管理業務の再委託について制限があればご教示をお願いいたします。	管理に係る業務を一括して別の事業者へ委託することは、指定管理者制度の主旨から逸脱します。再委託は、清掃や警備といった事実上の部分に限られるというのが一般的な解釈です。
228	219	第5章	1	(3)	ウ					学校授業でのプール利用	2,250人(想定)×250円の利用料金は事業者の収入として理解してよろしいでしょうか。	学校授業での利用料金は、利用総数の利用料金ではなく、免除とします。
229	219	第5章	1	(3)	ウ					学校授業でのプール利用	利用人数：総数2,250人と記載がありますが、これは平日1日当たりの人数でしょうか、それとも1週間当たりの人数でしょうか。また、1回当たりの最大利用人数は90名が正ではないでしょうか。	年間の延べ利用者が2,250人です。市内の複数校の生徒約450人が年間に5回(コマ)利用するため、延べ2,250人となります。450人のうち、1回当たり最大80人が来場する計画です。
230	219	第5章	1	(3)	ウ					学校授業でのプール利用	学校授業での利用料金は、利用総数の利用料金とする。とありますが、減免対象となるのでしょうか。	No.228の回答を参照してください。
231	219	第5章	1	(3)	ウ					学校授業でのプール利用	利用料金は各学校毎の支払いになりますでしょうか。	No.228の回答を参照してください。
232	219	第5章	1	(3)	ウ					学校授業でのプール利用	運営事業者は利用時配置不要でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
233	220	第5章	1	(3)	サ					保険	加入する保険の種別等については、本市と協議の上決定するものとする。とありますが、積算する上で種別等をお示しいただけないでしょうか。	運営事業者が必要な種別を見込み計上してください。
234	222	第5章	2	(2)	エ					業務実施体制	「運営事業者は、～を有する者を配置する。」とありますが、記載の資格全てを取得する必要はありますか。	運営に必要な有資格者を配置してください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
235	222	第5章	2	(2)	エ					業務実施体制	施設維持に必要な資格に「プール責任者」とありますが、これは役職であり、資格には当てはまらないと思われず。お考えをお示しください。	日本プール安全管理振興協会で行っていますプール責任者講習会またはこれと同様の講習会の受講者という意味です。資格でないのは、ご指摘のとおりですので、「資格・受講等を」に修正します。
236	223	第5章	2	(3)	ク					労働安全衛生・作業環境管理	「運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本市と協議の上、施設の改善を行う。」とありますが、施設の改善については、運営事業者だけでなく、設計・建設・運営企業が各々の業務分担にしたがって施設の改善を行うこととしてよろしいでしょうか。	責任と費用負担は余熱体験施設運営事業者が負った上で、事業者間での取り決めにより各々が改善を行うことは可とします。
237	223	第5章	2	(5)						施設警備・防犯	168頁には敷地境界監視カメラは防犯兼用とありますが、敷地境界監視カメラ（防犯カメラ兼用）による常時監視業務は施設警備防犯業務に含まれないと解釈してよろしいでしょうか。	敷地境界は余熱体験施設も含む本事業の敷地の境界ですので、敷地境界の常時監視業務は一般廃棄物処理施設の運営事業者の警備防犯業務になり、南部クリーンセンター解体跡地の警備も含まれます。
238	223	第5章	2	(5)	ア					施設警備・防犯	警備業法に基づく認定証の届け出が必要でしょうか。	警備業法令、警備業法等の解釈運用基準に基づき、必要な手続きをしてください。
239	224	第5章	2	(8)	ウ	(4)				供用開始前の準備	供用開始前の準備期間については、事業者が提案するものとありますが、準備期間は供用開始前の令和10年4月1日以前となります。しかしながら、設計・建設に係る業務期間が、事業契約締結日から令和10年3月31日となっています。どのようなお考えかご教示ください。	令和10年4月1日から供用開始できるように、それ以前の準備期間については提案者が必要な期間を提案してください。準備期間までにどこまで施設の整備が出来ていないといけなからについては、提案時に建設事業者と十分に協議してください。
240	224	第5章	2	(8)	オ					施設の開館時間	施設の開館時間は事業者側提案で決定できるものとの理解でよろしいでしょうか。	提案に基づき、市と協議により決定します。
241	225	第5章	2	(8)	カ	(7)				利用料金の収受	施設の利用料金を運営費に充てるということから、運営費積算のためには施設ごとに年齢別の利用人数の想定が必要となります。公平性の観点から、必須施設のみを設置した場合の利用人数について入札時にお示し頂けると理解してよろしいでしょうか。	利用人数の想定はありません。提案する施設内容に合わせてご提案ください。
242	226	第5章	2	(8)	キ	(ウ)	d			料金徴収	学校授業でのプールの利用料金は、利用児童・生徒数に応じて計算した上で、年度ごとの利用料収入を算出する。とありますが、積算上総数 2,250人で算出すればよろしいでしょうか。また、指導者の人数はカウントしないといった解釈でよろしいでしょうか。	No. 228の回答を参照してください。学校授業では指導者は不要です。
243	230	第5章	2	(10)	イ	(ウ)	b		ii)	定期点検	温水プールは1年に1回以上完全に換水ですが、1回における想定される日数をございましたらご教示ください。	特にありません。適切な日数をご提案ください。
244	237	第5章	2	(15)	エ					警備業務	168頁には敷地境界監視カメラは防犯兼用とありますが、敷地境界監視カメラ（防犯カメラ兼用）による常時監視業務は警備業務に含まれないと解釈してよろしいでしょうか。	No. 237の回答を参照してください。
245	239	第5章	3	(2)		(4)	a			事業期間終了後の運営方法の検討	「新たな運営事業者の選定に際して、資格審査を通過した者に対する運営事業者が所有する資料の開示」とありますが、提案書や業務マニュアルなど事業者のノウハウに関する資料は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	新たな運営事業者が運営をするのに支障がなければ、提案書やマニュアルなどの開示は求めません。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
246	239	第5章	3	(2)		(ウ)				事業期間終了後の運営方法の検討	事業期間終了後の運営事業者を公募しないと判断する基準があればご教示願います。	特にありません。公募を行うかどうかについては、20年後に社会情勢なども鑑みて判断します。
247	添付資料01									全体事業の流れ	雨水の調整池は添付資料01(P.2)では工事範囲となっていますが、要求水準書(案)P.173に設計・施工は別途工事(市様の所掌)と記載があります。雨水の調整池は工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	雨水調整池の整備工事は工事範囲外ですが、調整池の保守管理は事業範囲内となります。
248	添付資料03 28									盛土計画図 雨水排水計算書	添付資料03では南側側溝は建設事業者が設計・施工を行うことが記載されていますが、添付資料28に側溝のサイズや種別が記載されています。添付資料28に従って、流域南側今回①、南側今回②-1~3にかかわる側溝の施工を行うという理解でよろしいでしょうか。	添付資料28に従って、流域南側今回①、南側今回②-1~3及び北側今回①に係る側溝の施工とします。
249	添付資料03									盛土計画図	南側道路拡幅後の敷地境界線(GAD含む)のご提示をお願い致します。	入札公告時にお示しますが、現地未着手のため、事業実施に伴い一部変更の可能性があります。
250	添付資料06									インフラ取合い点	園芸施設熱供給の取合い点は南部クリーンセンター側にあるため、南部クリーンセンター内の外構等を改造することになります。南部クリーンセンター外構図のご提示をお願い致します。	No.63の回答を参照してください。 外構図は、追加添付資料5のとおりです。
251	添付資料06									インフラ取合い点	園芸施設熱供給の取合い点までの配管ルートは、架空配管でもよろしいでしょうか。	経済性及び安全性に優れ、災害時等も供給に支障がでなければ対応可とします。
252	添付資料06									インフラ取合い点	電話・インターネットなど通信設備に関する取合い点をご教示願います。	添付資料7に示す、事業地南側に設置する電柱及び電線からを想定してください。
253	添付資料08									上水配管現況図	事業用地内の配管(S53P50-03083)は貴市所掌の別途工事にて撤去されるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
254	添付資料11									マテリアルリサイクル推進施設の年度別処理内訳(ストックヤードを除く)	埋立対象カレットは年間45t/年とびん類の搬入量1,147t/年と比較して非常に少ないですが、既設の実績でも同程度の割合と理解してよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
255	添付資料11									マテリアルリサイクル推進施設の年度別処理内訳(ストックヤードを除く)	「びん類欄の「処理残渣量」は、びん類に混入される異物等であり、材質により可燃残さと不燃残さに分かれます。キャップやびんに見える硬質プラスチック等です」とありますが、びん類(各色)と同程度の非常に多い残渣量(292t/年)となっています。このほとんどがキャップや硬質プラスチック類という理解でよろしいでしょうか。 また、既設でも同程度の残渣量が発生し、可燃残渣及び不燃残渣に手作業にて分別されているとの理解でよろしいでしょうか。 相応の人員が必要となることが予想されますので、必要人員検討のため、選別要否についてご教示願います。	量については、入札公告時に示します。 人員の検討については、No265で回答のとおり現地見学会を実施しますので、必要な箇所を確認してください。
256	添付資料13									量・布団搬入枚数実績	量の日搬入枚数が50枚を超える日が散見されます。量を搬入する車両の分類(委託、一般持込車両等)、搬入車1台あたりの搬入枚数(平均と最大)について、ご教示いただけますでしょうか。 また、荷下ろし方法についてもご教示願います(ダンプor人力で手下ろし等)。	搬入車両は一般持込車両とします。 1台あたりの最大搬入枚数は14枚とします。 荷下ろし方法は手下ろしとします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目1	細目2	細目3	細目4	細目5	項目名	質問の内容	回答
257	添付資料13									量・布団搬入枚数実績	「布団搬入枚数実績」をお示し頂いておりますが、本実績の月間・年間搬入枚数についても実績データがありましたら、ご提示頂けますでしょうか。	布団については、一時的に数量を把握するため、短期間の調査を行いました。月間や年間ベースでの調査は行っていません。
258	添付資料13									量・布団搬入枚数実績	布団とは、いわゆる毛布、布団であり、カーベットやじゅうたん類は含まれないと考えてよろしいでしょうか。もし含まれる場合は、その数量をご教示願います。	お見込みのとおりです。
259	添付資料13									量・布団搬入枚数実績	布団が大量に搬入される日が散見されますが、布団を搬入する車両の分類（委託、一般持込車両等）、搬入車1台あたりの搬入枚数（平均と最大）、搬入荷姿（そのままor紐で括られているなど）について、ご教示いただけますでしょうか。また、荷下ろし方法についてもご教示願います（ダンプor人力で手下ろし等）。	搬入は、一般持込車両で手下ろしになります。搬入荷姿は、そのままが大半です。量に係る詳細資料はありません。
260	添付資料15									搬入車両台及び搬入量	搬入車両台数及び搬入量をお示し頂いておりますが、可能な範囲で以下についてご教示頂きますようお願い致します（適正な搬入管理体制を検討するための参考とさせていただきます。）。 ①本資料について、既設ごみ焼却施設及びリサイクルセンターを含む搬入車両台数及び搬入量と理解してよろしいでしょうか。 ②年末年始の日別搬入車両台数及び搬入量について、各搬入車両における時間別の搬入車両台数をご教示頂きますようお願い致します。 ③月別搬入車両台数及び搬入量について、各搬入車両における曜日・時間別の搬入車両台数をご教示頂きますようお願い致します。	①お見込みのとおりです。 ②時間別の資料はありません。始業前から待機車両があり、終日待機車両がある状況です。（既設の計量機は1台です。） ③曜日別の資料はありません。
261	添付資料28									雨水排水計算書	雨水排水計算書について、算出基準値及び計算書等がありましたら、頂けますでしょうか。	追加添付資料6のとおりです。
262	添付資料28									雨水排水計算書	足利市南部クリーンセンターとの西側境界部にも側溝の表記がありますが、本側溝は造成工事にて施工されるものと理解してよろしいでしょうか。	本事業にて施工することとします。
263	その他									調達備品	要求水準書(案)には、什器備品リストがございませんが、入札公告時にお示しいただけるのでしょうか。もしくは事業者による提案となるのでしょうか。	什器備品リストについては、入札公告時に提示します。なお、運営事業者の諸室に関する什器備品は提案とします。
264	その他									開館記念式典及び内覧会	供用開始前に貴市主催の開館記念式典及び内覧会の計画はされておりますでしょうか。また、当該式典等に係る費用の負担や準備は貴市の業務範囲でよろしいでしょうか。	基本的に市で行いますが、必要な補助を要請します。
265	その他									現地調査	既存施設のより詳細な運用方法を確認するため、建設場所及び足利市南部クリーンセンターにおける現地・周辺調査を実施させていただくことは可能でしょうか。	現地見学会を実施します。概要は追加添付資料7のとおりです。